

大田市債権管理条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月24日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第12号

大田市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市債権管理条例（令和4年大田市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において所管課長とは、大田市財務規則（平成17年大田市規則第44号）第2条に規定する主務課長等及び大田市立病院組織及び事務分掌規程（平成26年病院事業管理規程第1号）第5条に規定する課長をいう。

(台帳の記載事項)

第3条 条例第6条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名、住所及び連絡先（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (3) 債権の内容（債権の金額、発生年月日、発生原因及び当初の履行期限）
- (4) 履行の状況及び対応状況
- (5) 督促状の発付年月日及び指定期限
- (6) 担保、保証人等に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 市の債権の管理上必要がないと市長等が認めるときは、前項各号

に掲げる事項のうち、その一部の記載を省略することができる。

(債務者に関する情報の共有)

第4条 条例第7条に規定する情報を同一の実施機関内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集しようとするときは、当該情報を必要とする所管課長から当該情報を管理する所管課長に滞納者情報照会書(様式第1号)により照会するものとする。

2 前項の規定による照会があったときは、当該情報を管理する所管課長は、遅滞なく当該情報を必要とする所管課長に対して滞納者情報回答書(様式第2号)により回答するものとする。

3 非強制徴収公債権及び私債権を管理する所管課長が、債務者の情報を取得するため、強制徴収公債権を管理する所管課長に当該債務者の情報の提供を求めるときは、当該債務者より個人情報調査同意書(様式第3号)を取得するものとする。

(督促)

第5条 条例第8条に規定する督促は、法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるものを除き、履行期限後30日以内に行うものとする。

2 前項の督促は、法令等に定めがあるものを除き、督促を発する日から起算して15日以内の日を期限として指定して行うものとする。

(強制執行等の措置をとるまでの期間)

第6条 条例第11条に規定する相当の期間は、原則として1年とする。

(徴収停止の措置をとるまでの期間)

第7条 条例第14条に規定する相当の期間は、原則として1年とする。

(債権の放棄)

第8条 条例第17条第1項第3号に規定する相当の期間は、原則として3年とする。

(議会への報告)

第9条 条例第17条第2項の規定により議会に報告する事項は、次

に掲げるものとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 件数及び金額
- (3) 放棄した事由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第17条第2項の規定による議会への報告は、債権を放棄した日の属する年度に係る決算を認定に付する議会において行うものとする。

(徴収吏員証)

第10条 市長等は、条例第10条に規定する滞納処分を行うため、その権限のある職員（以下「徴収吏員」という。）に徴収吏員証（様式第4号）を交付する。ただし、法令等の規定により徴収吏員としての身分を証明する証票が別に交付されている場合については、この限りではない。

2 徴収吏員は、その職務を行う場合は徴収吏員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、市の債権の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

様

課長

滞納者情報照会書

次の債務者に係る債権管理事務に必要であるため、大田市債権管理条例第7条の規定に基づき照会します。

番号	債務者氏名	住所	生年月日	債権の名称	照会事項
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

課長

滞納者情報について（回答）

年 月 日付けで照会のあった件について、大田市債権管理条例第7条の規定に基づき次のとおり回答します。

番号	債務者氏名	住所	債権の名称	回答
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

大田市長 様

個人情報調査同意書

債務者

住所

氏名 生年月日

1 大田市が保有する個人情報

今後、私の大田市に対する債務の履行に遅延が生じた場合には、債務の回収に必要な範囲で、大田市が保有する私の下記個人情報について、情報を保有する所管課から情報の提供を受け、利用することに同意します。

- ・ 住民登録に関すること（住民票、戸籍および戸籍の附票）
- ・ 大田市の有する私に対する債権について滞納の有無および滞納の内容と金額
- ・ 勤務先の名称および住所
- ・ 預金口座のある金融機関名および支店名
- ・ 市民税・県民税に関する情報（所得の種類および金額ならびに収入の種類、その収入に係る支払者の名称および住所、所得控除の種類および控除額ならびに生命保険の控除の対象となった保険料の支払先の名称および住所等）
- ・ 固定資産税・都市計画税に関する情報（固定資産税課税台帳に登録された土地・家屋の所在地、資産評価価格、所有状況等）
- ・ 地方税法15条による徴収猶予、同法15条の5による換価の猶予、同法15条の7による滞納処分停止の措置の有無
- ・ 生活保護費受給の内容

2 大田市が保有しない個人情報

私の大田市に対する債務の履行に遅延が生じた場合には、その債権の回収に必要な範囲で、私の個人情報を保有する下記関係諸機関に調査・照会を行い、私の個人情報の提供を受けることに同意いたします。

- ・ 大田市が、民間金融機関から取引口座の有無および取引状況の情報の提供を受けることに同意します。
- ・ 大田市が、保険会社から加入状況、保険契約内容の情報の提供を受けることに同意します。
- ・ 大田市が、私の勤務先ないしは受注先から、私が有する給料債権、報酬債権、売掛金債権に関する情報の提供を受けることに同意します。
- ・ 大田市が、私と賃貸借契約を締結した貸主、賃貸物件を管理している不動産管理会社、賃貸物件を紹介した不動産仲介業者から私の連絡先、転居先住所の情報の提供を受けることに同意します。

◎ 連帯保証人又は保証人が調査に同意する場合は、下記に主債務者の氏名を記入してください。

主債務者	
------	--

様式第4号（第10条関係）

第 号 契印

徴 収 吏 員 証
所 属

市 課

職 氏 名

年 月 日 生

年 月 日

市長 氏 名印

写真 契印

(表)

- (裏)
- 1 本証は、市の強制徴収公債権の徴収に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
 - 2 本証は、関係人の請求があったときは、何時でもこれを提示しなければならない。
 - 3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
 - 4 本証の有効期間は、発行の日から1年とする。